

建築物点検マニュアル

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

保全指導室

建築物点検マニュアル

1. 目的

本マニュアルは、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）第12条第2項、第4項及び「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。）第12条第1項、第2項に基づき行う点検（以下「法定点検」という。）並びに官公法第13条第1項に基づき定められた「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年国土交通省告示第551号。以下「保全の基準」という。）に示す支障がない状態を確認するために国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）について行う点検の方法、留意事項等をまとめたものであり、各省各庁の長による適正な保全に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本マニュアルは、すべての国家機関の建築物及びその附帯施設に適用する。

3. 構成及び内容

(1) 全体構成

本マニュアルは、『保全の基準』対応表』及び「点検マニュアル」で構成されている。

(2) 「保全の基準」対応表

「保全の基準」対応表は、保全の基準の各別表に規定する点検対象となる各部等及び支障がない状態と点検マニュアルの各項目との対応関係がわかるよう対応番号を付している。対応番号と官公法の関係については、以下のとおりである。

① 「Ⅰー」の内容：「保全の基準」第二及び別表第一に規定した「建築物の敷地及び建築物の各部等」毎の「支障がない状態」を確保するために必要な「チェックポイント及び点検方法」。このうち、法定点検に対応した内容（以下「法定点検内容」という。）については、枠囲い（Ⅰー）を付している。

② 「Ⅱー」の内容：「保全の基準」第三及び別表第二に規定した「建築物の敷地及び建築物の各部等」毎の「支障がない状態」を確保するために必要な「チェックポイント及び点検方法」

(3) 点検マニュアル

点検マニュアルは、実際の点検を想定して点検場所の順に、建築物等の各部位、設備等毎に「チェックポイント及び点検方法」を記載している。

なお、点検マニュアル右欄における対応番号は、「保全の基準」対応表と同様である。

4. 点検等結果の記録及び活用

本マニュアルに基づく点検等を実施した場合には、その結果を記録するとともに、継続的に保管し、施設の維持管理等に活用する。

5. 使用にあたっての留意事項

(1) 点検にあたっての安全に関する注意事項

点検にあたり危険が想定される点検箇所又は点検内容については、専門家への委託や点検の省略を検討する(5.(8)参照)など安全に十分留意すること。

なお、点検に際しては、安全性、作業性を考慮し、点検作業に適した服装とし、必要に応じて安全具を装着して臨み、周囲の安全の状況を十分確認すること。

(2) 法定点検内容

建築基準法第12条第2項及び第4項並びに官公法第12条第1項及び第2項の規定により、点検しなければならない建築物等(昇降機を含む。以下「法定点検対象物」という。)については、枠囲いのある対応番号(I -)のある点検内容について、点検しなければならない。

(3) 法定点検内容以外の点検内容等

法定点検対象物の法定点検内容以外の点検内容及び法定点検対象物以外の建築物等の点検内容についても、保全の基準に示す支障がない状態を確認するため、点検するものとする。

(4) 特殊な施設等の場合

特殊な機能を有し、又は特殊な建築物の部位、建築設備等を有するものについては、本マニュアルでは想定していないため、本マニュアルに加え別途、必要な事項について点検するものとする。

(5) 該当する部位、設備等がない場合

点検する建築物等に、該当する部位、設備等がない項目については、適用しない。

(6) 点検場所

点検場所は代表的な室等を例示しているのので、類似用途の室等で建築物の各部位、設備等がある場合は適宜点検するものとする。

(7) 建築設備等の点検

建築設備等の点検の実施にあたっては、次に掲げる法令の規定による検査等が、本マニュアルの点検内容及び周期と適合するものについては、法令による検査等を本マニュアルで定める点検とみなすことができるものとする。

①消防法

①-1. 消防法第17条の3の3の規定に基づき、防火対象物に設けられている消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査で次に掲げるもの。

ア 機器点検及び総合点検

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備、操作盤

イ 機器点検

消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、連結散水設備、非常用コンセント設備及び無線通信補助設備

①-2. 消防法第14条の3の2の規定により指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所、地下タンクを有する一般取扱所等。

ア 定期点検

②国家公務員法 人事院規則10-4

保健及び安全保持についての基準を定めた人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第32条の規定による検査で次に掲げるもの並びに同第15条の規定に従って行われる換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置その他職員の健康保持のため必要な措置。

ア 性能検査及び定期自主検査

- ボイラー（小型ボイラーを除く）
- 第1種圧力容器（小型圧力容器を除く）
- 積載荷重が1トン以上のエレベーター

イ 定期自主検査

- 小型ボイラー
- 小型圧力容器
- 第2種圧力容器
- 積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーター
- 積載荷重が0.25トン以上の簡易リフト

③建築物における衛生的環境の確保に関する法律

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条の規定に基づき、環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置を定めた建築物環境衛生管理基準に従って行われる空気調和設備及び機械換気設備並びに給水及び排水設備の維持管理・点検。

④高圧ガス保安法

高圧ガス保安法第35条の規定に基づき、特定施設等に設けられている冷凍機等の検査で次に掲げるもの。

ア 保安検査

1日の冷凍能力が20t（フロンガスの場合50t）以上の高圧ガスを用いる冷凍機のうち特定施設に設けられているもの

イ 定期自主検査

1日の冷凍能力が20t（フロンガスの場合50t）以上の高圧ガスを用いる冷凍機等

⑤水道法

水道法第34条の2の規定に基づき、簡易専用水道（水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの）等の自主検査等

⑥電気事業法

電気事業法第42条の規定に基づき、事業用電気工作物（特別高圧受変電設備、高圧受変電設備、二次変電設備、自家発電設備）の自主検査

⑦ガス事業法

ガス事業法第40条の2の規定に基づく、ガス湯沸器及びガス風呂釜並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇について、消費機器の技術上の基準に適合しているかの調査

⑧浄化槽法

浄化槽法の規定に基づく、浄化槽の点検、水質検査等

(8) 点検が困難な部分等の点検の省略

次に示す部分等で点検が困難なものにあっては、点検を省略できるものとするが、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、不良の状況を記録し、専門家に委託するなどの対応を検討する。

- 被覆材で覆われているはり、柱などの構造部
- 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
- 通電されていて点検することが危険である場所にあるもの
- 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの
- 付近に運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が存し、点検することが危険である場所にあるもの
- 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
- 目視では点検が困難である足場のない外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔など
- 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
- その他物理的理由又は安全上の理由などから点検を行うことが困難な場所にあるもの

目 次

「保全の基準」対応表	(頁)
別表第一関連	6
別表第二関連	11
点検マニュアル	(頁)
建築物の敷地	13
建物外部	17
建物内(玄関及びロビー)	22
屋上、塔屋	25
建物内(室内)	32
建物内(廊下、階段等)	37
建物内(便所、湯沸室等)	41
建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)	45
建物内(電気室、自家発電機室)	52

「保全の基準」対応表

別表第一関連

点検対象各部		支障がない状態	対応 番号
建築物の敷地及び地盤面		著しいき裂、不陸、傾斜又は排水不良がない	I-1
構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定するものをいう。）	基礎	沈下、き裂その他の損傷、変形又は腐食がない	I-2
	木造	イ 土台の内部に及ぶ腐朽がない ロ 柱、はり等に傾斜を生じさせる木部の腐朽又は緊結金物のさびその他の腐食がない	I-3
	組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）	イ れんが、石その他の組積材料間の目地及び他の材料との取合部における著しいき裂又は移動を伴う緩みがない ロ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形がない ハ イ及びロに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食がない	I-4
	補強コンクリートブロック造	イ 鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他の著しい損傷又は変形がない ロ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形がない ハ イ及びロに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食がない	I-5
	鉄骨造	イ 柱の脚部のコンクリートに生じている鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれがあるき裂がない ロ 柱又ははりにおける目視により認められる変形がない	I-6

構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定するものをいう。）	鉄骨造	<p>ハ 柱、はり、筋かい及びアンカーボルトにおける損傷又はさびその他の腐食（軽微なものを除く。）がない</p> <p>ニ 鉄骨の部材の接合部における緩みがない</p> <p>ホ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形がない</p> <p>ヘ イからホまでに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食がない</p>	I-6
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	<p>イ 鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれがあるき裂がない</p> <p>ロ 柱又ははりにおける目視により認められる変形がない</p> <p>ハ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形がない</p> <p>ニ イからハまでに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食がない</p>	I-7
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する用途に供する建築物の部分及び高架水槽、冷却塔その他建築物の屋外に取り付けるもの	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、パラペット及び建具	仕上げ材料、附属物その他の落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがない	I-8
	高架水槽、冷却塔、手すり、煙突その他建築物の屋外に取り付けるもの	落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は構造耐力上主要な部分その他の部分との接合部における緩みがない	I-9
床及び階段	共通	人の通行及び物品の積載又は運搬に支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食がない	I-10
	居室の床	使用上の支障となる振動が発生するき裂その他の損傷、変形又は腐食がない	I-11

床及び階段	モルタル、タイル、石、 ビニル製床材その他の 築材料を使用する床	建築材料のはく離又は浮きがない	I-12
	二重床	著しいがたつきがない	I-13
	階段その他に用いる滑 り止め	滑り防止に支障を及ぼすおそれがある き裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はぐ らつきがない	I-14
	視覚障害者誘導用プロ ック等	視覚障害者の誘導その他に支障を及ぼす おそれがある建築材料のはく離、浮き又は 変退色がない	I-15
	床点検口	著しいがたつき又は開閉不良がない	I-16
防火区画を構成す る各部分（防火戸 その他の防火設備 を含む。）その他防 火上主要な部分	防火区画を構成する 床、壁、柱及びはり	あらかじめ設定された防火性能を損なう おそれがあるき裂その他の損傷がない	I-17
	防火扉、防火シャッタ ー及び防火ダンパー	あらかじめ設定された防火性能を損なう おそれがある作動不良又はき裂その他の 損傷、変形若しくは腐食がない	I-18
屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、 又は排除するための建築物の部分	イ 建築物又はその内部への雨水の浸入 により、当該建築物の耐久性を損な い、又は当該建築物及び物品の損壊若 しくは汚損を生じさせるおそれがある き裂その他の損傷、変形又は腐食が ない ロ コンクリート、モルタル、タイル、石、 瓦、金属製カーテンウォールその他の 建築材料のはく離又はこれらの接合 部における緩みがない ハ ルーフドレン及びといの排水不良が ない	I-19	
静穏を必要とする室	壁、窓、出入り口その他当該室と当該室以 外の部分を区画する部分の防音上支障を 及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食が ない	I-20	

建具	共通	イ 開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良がない ロ 気密性を損ない、かつ、室内環境に悪影響を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食がない	I-21
	自動扉その他自動的に開閉するもの	センサー、制動装置その他の安全装置の作動不良がない	I-22
階段、バルコニーその他の建築物の部分に設ける防護柵、手すりその他		安全かつ円滑な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがない	I-23
屋内及び屋外の案内表示		容易に確認でき、かつ、利用者を目的地に円滑に誘導することに支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色又は脱落がない	I-24
建築設備	共通	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能の著しい低下がない	I-25
	設備機器	イ 安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがない ロ 大規模な地震が発生した後、当該設備機器の移動、転倒、落下又は破損による損害の拡大を防止するための建築物の構造耐力上主要な部分その他部分への固定の不備がない	I-26
	配線、配管及び風道その他のダクト	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがない	I-27
	昇降機	イ 安全装置の作動不良がない ロ ガイドレール、巻上機等の損傷、変形又は腐食がない	I-28
	排煙設備	排煙機、排煙口及び非常電源の作動不良、排煙口からの通気不良又は排煙風道の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がない	I-29

建築設備	換気設備	換気装置の作動不良、排気口及び給気口の通気不良又は排気筒、排気口、給気口及び風道の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がない	I-30
	非常用照明設備	照明の点灯不良又は予備電源の作動不良	I-31
	給水設備及び排水設備	配管の著しいき裂その他の損傷、変形又は腐食がない	I-32
煙突、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物等		転倒又は落下のおそれがある傾斜、き裂その他の損傷若しくは腐食、これらの接合部における緩み又は水抜穴の排水不良がない	I-33
駐車場及び敷地内の通路		人及び車両の安全かつ円滑な通行又は物品の安全かつ円滑な運搬に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、タイル、石、アスファルト・コンクリートその他の材料のはく離がない	I-34

「保全の基準」対応表

別表第二関連

点検対象各部		支障がない状態	対応番号
積雪、凍結その他による被害が生ずるおそれがある地域における建築物等	屋根、外壁、屋外の建築設備その他の屋外面する部分	積雪、凍結その他により、落下その他の屋外の安全上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食がない	Ⅱ－１
災害応急対策を行うために必要な建築物等(災害対策の指揮、災害情報の伝達等の施設及び救護施設をいう。)	災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路	大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩みがない	Ⅱ－２
	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備	建築物等の浸水を防御する機能上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食がない	Ⅱ－３
危険物を貯蔵し、又は使用する建築物等	危険物を貯蔵し、又は使用する室	大規模な地震が発生した場合に危険物の管理上支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩みがない	Ⅱ－４
不特定かつ多数の者が利用する建築物等	出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路その他の不特定かつ多数の者が利用する部分	高齢者、身体障害者等の円滑な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の材料のはく離がない	Ⅱ－５
免震構造又は制振構造の建築物等	免震装置又は制振装置	免震又は制振の効果を損なうおそれがある部材及び機構のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがない	Ⅱ－６

点検マニュアル

点検場所	建築物の敷地	
<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>敷地</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等により裂け目が発生するなど相対的な著しい段差がないか（舗装部分を除く）。【目視】 舗装の不陸、傾斜、陥没や舗装面又は舗装仕上げ材のはく離等の著しい損傷はないか。【目視】 側溝に著しい傾き、損傷はないか。また、清掃状況は良好か。【目視】 <p>ます</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水桝や汚水桝などに排水不良や損傷はないか。また、桝内の清掃状況は良好か。【目視】 電気ハンドホール内に水が溜まっていて、漏電などのおそれがないか。【目視】 電気ハンドホール内において、管口の止水材（シーリング材）の浮き又は脱落がないか。【目視】 桝ふた、マンホールなどにがたつきがないか。【目視】【歩行確認】 <p>擁壁</p> <ul style="list-style-type: none"> 擁壁の著しい傾き、き裂、はらみ等はないか。【目視】 擁壁に転倒等のおそれはないか。【目視】 水抜き穴のつまりはないか。【目視】 <p>塀</p> <ul style="list-style-type: none"> 塀に著しい傾き、又はぐらつき等がないか。【目視】〔触手〕 コンクリート、ブロック等の塀に著しいき裂等の劣化、損傷あるいは傾き等はないか。【目視】 塀と控え柱・壁の接続部に著しいき裂等がないか、又は離れていないか。【目視】 金属フェンス等に変形、破損、さび、腐食、ゆるみ等はないか。【目視】 基礎部が陥没するなど塀基礎部と周辺地盤との間に相対的な著しい沈下又は隆起がないか。【目視】 基礎部に著しいき裂等はないか。【目視】 	<p>I-1</p> <p>I-1</p> <p>I-1</p> <p>I-1、I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-19</p> <p>I-25</p> <p>I-33</p> <p>I-33</p> <p>I-33</p> <p>I-33</p> <p>I-33</p> <p>I-33</p> <p>I-33</p> <p>I-33</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>門</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 門扉の作動状態は良好か。また、施錠及び開放時の固定に支障をきたしていないか。【作動確認】 ● 門扉、門柱及び支柱にさび、変形、ぐらつき等がないか。【目視】〔触手〕 	<p>I-21</p> <p>I-33</p>
	<p>鉄塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート基礎部にき裂、欠損、さび汁等がないか。【目視】 ● 鉄骨構成部材及び溶接部にき裂、変形、塗装の劣化、さび等の腐食がないか。【目視】 	<p>I-33</p> <p>I-33</p>
	<p>通路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内の通路の仕上げ材料の損傷、変形又は浮きがないか。【目視】【歩行確認】 ● 通路にあるマンホール蓋等にぐらつきがないか。又は通行に支障がないか。【目視】【歩行確認】 ● 歩行部に水たまりの痕跡がないか。【目視】 ● 通路、スロープの手すり本体、支持部材及び支柱埋設部に著しい損傷、変形、腐食、ぐらつきがないか。【目視】〔触手〕 ● 通路等にある視覚障害者誘導用ブロック等に、ぐらつき、欠損、はく離、浮き又は変退色がないか。【目視】【歩行確認】 ● 案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっていないか。【目視】 	<p>I-34、II-5</p> <p>I-34、II-5</p> <p>I-34、II-5</p> <p>I-34、II-5</p> <p>I-15、I-34、II-5</p> <p>I-24、II-5</p>
	<p>車路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出入口にミラーが設置されている場合、見えにくくなっているか。【目視】【歩行確認】 ● 駐車場内の区分(白線等)は見えにくくなっているか。【目視】 ● 車止めにぐらつき等がないか。【目視】 	<p>I-34、II-5</p> <p>I-34、II-5</p> <p>I-34、II-5</p>
	<p>外灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具やポール等に、ぐらつき、傾きがないか。【目視】〔触手〕 ● 照明器具やポール等に広範囲にわたり損傷、変形及びさびがないか。【目視】 	<p>I-25、I-33</p> <p>I-25、I-33</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● タイマーによる自動点滅器等による入り切りの作動において、設定にしたがい作動点灯するか。【作動確認】【目視】 ● 照明器具本体やその付近に異音、異臭がないか。【聴診】 	I-25 I-25
	<p>散水用水栓等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。【目視】 	I-14、I-25
	<p>冷却塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本体に著しい腐食、異常振動、異音等はないか。【目視】 ● 本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 ● 本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】 ● 本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 ● ブロー装置や薬液注入装置の作動状態は良好か。【作動確認】 	I-26 I-26 I-26 I-26
	<p>建築設備等困障</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築設備等の困障(ルーバー等)の本体、基礎部及び支持部材等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 建築設備等の困障(ルーバー等)の本体、基礎部及び支持部材等接合ボルトにゆるみや脱落がないか。【目視】【触手】 	I-33 I-33
	<p>給水用タンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タンクの本体、架台に損傷、変形、腐食等の劣化、又は当該部分からタンクの外部に漏水の痕跡がないか。【目視】 ● タンクの水位調節用電極棒、ボールタップに著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● オーバーフロー管からタンク内部の水が流出していないか。【目視】 ● オーバーフロー管は間接排水の確保がされているか。また、防虫網に損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分からタンクの内部に虫等の侵入の可能性がないか。【目視】 ● コンクリート基礎に著しいき裂等の損傷、又は基礎が不同沈下していないか。【目視】 	I-25 I-25 I-25 I-25 I-26

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● タンク及び架台等の固定ボルトにゆるみがないか。【触手】 <p>その他附属物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監視カメラ等の機器から異音、発熱がないか。【聴診】 ● 監視カメラが遠隔操作において、操作指示にしたがい作動するか。【作動確認】 ● 監視カメラ等の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。【目視】〔触手〕 ● オイルタンクの付近に可燃物はないか。また、上部が駐車スペースとなっていないか。【目視】 ● オイルタンク、浄化槽等が埋設されている場合、地表面の損傷等はないか。また、マンホール蓋の割れ、変形、ぐらつきはないか。【目視】〔触手〕 	<p>I-26</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-26</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p>
<p>備考</p>	<p>1 地盤の著しい沈下、隆起がある場合、原因を究明し、早期に対応すべきかどうか判断する。</p>	

点検場所	建物外部	
<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>基礎</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺地盤と比較して沈下又は隆起、き裂その他損傷はないか。【目視】 	I-2
	<ul style="list-style-type: none"> ● 免震装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部のゆるみがないか。【目視】 	II-6
	<p>木造</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 	I-3
	<ul style="list-style-type: none"> ● 土台に著しい腐朽、変形等がないか。【目視】 	I-3
	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎との緊結部にゆるみ、変形、傾斜がないか。【目視】 	I-3
	<ul style="list-style-type: none"> ● 木造の外部に面する柱、はり等の木部分に著しい腐朽、蟻害、変形等がないか。【目視】 	I-3
	<p>組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 	I-4
	<ul style="list-style-type: none"> ● れんが、石等の仕上げ材に著しいき裂、脱落、欠損、移動がないか。【目視】 	I-4
	<p>補強コンクリートブロック造</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 	I-5
	<ul style="list-style-type: none"> ● 補強コンクリートブロックにき裂、はく落、欠損等がないか。【目視】 	I-5
<p>鉄骨造</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 	I-6	
<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄骨造の鉄骨等にさび等の腐食がないか。【目視】 	I-6	
<p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】 	I-7	
<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリート造等のコンクリート部分に白華、さび、き裂、はく落、欠損等は見られないか。【目視】 	I-7	
<p>煙突</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 煙突が傾斜していないか。【目視】 	I-9	
<ul style="list-style-type: none"> ● 煙突及び附属物(タラップ、天板等)に著しいき裂、欠損、さび汁及び浮き、はらみ、はく離、はく落がないか。【目視】〔触手〕 	I-9	
<ul style="list-style-type: none"> ● 煙突と建物の接合部にき裂はないか。【目視】 	I-9	

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外壁仕上げ材(タイル、モルタル、石等)にき裂や浮き等の劣化及びはく落のおそれはないか。【目視】【触手】【打診】 ● 吹付けなどの塗装仕上げ材にチョーキング、浮き、はく落がないか。【目視】 ● 目地などのシーリング材のき裂等の劣化がないか。【目視】 ● 金属パネル仕上げ(鋼製、アルミニウム製、ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。【目視】 	<p>I-8、I-19</p> <p>I-8、I-19</p> <p>I-8、I-19</p> <p>I-8、I-19</p>
	<p>ひさし・玄関ポーチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひさし部からの漏水、さび汁の痕跡がないか。【目視】 ● 仕上げ材ではく落、き裂、腐食等がないか。【目視】 ● ポーチ部分に沈下、隆起、傾斜等がないか。【目視】 	<p>I-19</p> <p>I-8、I-19</p> <p>I-1</p>
	<p>照明器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【作動確認】 ● 照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 照明器具類から異音や異臭がないか。【聴診】【臭気】 ● 蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】 ● 非常用照明が点灯するか。【作動確認】 	<p>I-25</p> <p>I-26</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-25、I-31</p>
	<p>コンセント、スイッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外部コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● スwitchの作動時にスパーク、発煙がないか。【目視】【聴診】 ● 外部コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】 ● 外部コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	<p>I-27</p> <p>I-25</p> <p>I-25、I-27</p> <p>I-25、I-27</p>
	<p>分電盤・制御盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。【目視】 ● 盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。【目視】【聴診】【臭気】 ● 盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。【目視】 	<p>I-25、I-26</p> <p>I-25、I-26</p> <p>I-25、I-26</p> <p>I-25、I-26</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 ● 盤類の防水パッキン等に変形、損傷がないか。【目視】 ● 盤内に雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】 	<p>I-25、I-26 I-25、I-26 I-25、I-26</p>
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>排気口、給気口</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排気口、給気口、防虫網等に通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。【目視】 ● 排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。【目視】 	<p>I-30 I-30</p>
<p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>外部階段</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手すりその他に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】〔触手〕 ● コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。【目視】 ● 鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。【目視】 ● 階段の滑り止めが浮き、欠損、変形等で歩行に支障がないか。【目視】 ● 屋根又は支柱の著しいき裂、損傷、腐食などがないか。【目視】 	<p>I-9、I-23 I-9 I-9 I-16、II-5 I-8、II-1</p>
	<p>窓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】 ● 引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。【作動確認】 ● 窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ● 窓の施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● 窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。【目視】 ● 窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。【目視】 	<p>I-8 I-8 I-21 I-21 I-8 I-8、I-21</p>
	<p>ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ● ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。【目視】 	<p>I-21 I-21 I-19、I-21</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】 	I-21
	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部に面するドアで、降雨後雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】 	I-19
	<p>バルコニー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】 	I-9、I-23
	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。【目視】 	I-8
	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。【目視】 	I-8
	<p>シャッター</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シャッターの作動状態は良好か。【作動確認】 	I-18、I-21
	<ul style="list-style-type: none"> ● シャッターの開閉時に異音がないか。【作動確認】【聴診】 	I-18、I-21
	<ul style="list-style-type: none"> ● シャッターに著しいさびや腐食がないか。【目視】 	I-18、I-21
	<ul style="list-style-type: none"> ● シャッター格納部分(まぐさ)やガイドレールに著しいさびや腐食がないか。【目視】 	I-8
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動閉鎖式のシャッターの場合、障害物を感知し停止するなどの安全装置は正常に作動するか。【作動確認】 	I-22
	<p>避雷針、テレビアンテナ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避雷針やテレビアンテナの支柱は腐食や損傷等がないか。【目視】【触手】 	I-9、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 避雷針の突針、支持管に著しい傾き、曲がり、ぐらつきがないか。【目視】【触手】 	I-9、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 避雷導線接続部にゆるみ、脱落、断線がないか。【目視】【触手】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● 接地用端子箱の端子等にゆるみ、脱落、断線がないか。【目視】【触手】 	I-25
	<p>空調機用屋外機等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】 	I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 	I-9、I-26
<ul style="list-style-type: none"> ● 本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】 	I-9、I-26	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 	I-9、I-26	

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>電気配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気露出配管及び配線に損傷がないか。【目視】 ● ボックス類及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● ボックス類及び支持金物等にぐらつきがないか。〔触手〕 ● ボックス類に部分的な高温状態、振動がないか。【目視】〔触手〕 <p>その他附属物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっているか。【目視】 ● 監視カメラ等の機器から異音、発熱がないか。【聴診】 ● 監視カメラが遠隔操作において、操作指示にしたがい作動するか。【作動確認】 ● 監視カメラ等の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。【目視】〔触手〕 ● エキスパンションジョイントカバー部材に著しいずれ等がないか。【目視】 	<p>I-27</p> <p>I-27</p> <p>I-27</p> <p>I-27</p> <p>I-24</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-26</p> <p>I-10</p>
<p>備考</p>	<p>1 建具とは、窓、ドア、シャッター、障子等を指す。</p> <p>2 外壁仕上げ材、手すり等の点検の際には、転落等に注意する。</p>	

点検場所	建物内(玄関及び玄関ロビー等)	
<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>天井・内壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天井等の仕上げ材の著しいずれ等がないか。【目視】 ● 天井材、内壁、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。【目視】【触手】 ● 天井材、内壁仕上げ材等に漏水の痕跡がないか。【目視】 ● 点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。【目視】 <p>床</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。【目視】 ● 床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】【歩行確認】 ● 床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合がないか。【歩行確認】【作動確認】 ● 手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】 ● 通路等にある視覚障害者誘導用ブロック等に、ぐらつき、欠損、はく離、浮き又は変退色がないか。【目視】 <p>照明器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】 ● 照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 照明器具類から異音や異臭がないか。【聴診】【臭気】 ● 蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】 ● 非常用照明が点灯するか。【作動確認】 <p>コンセント、スイッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか。【目視】【聴診】 ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】 ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	<ul style="list-style-type: none"> I-8、II-2 I-8、II-2 I-19 I-8 I-10、I-12、II-5 I-12、II-5 I-16 I-23、II-5 I-15、II-5 I-25 I-26 I-25 I-25 I-25、I-31 I-27 I-25 I-25、I-27 I-25、I-27

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<p>窓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】 ● 引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。【作動確認】 ● 窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ● 窓の施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● 窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。【目視】 ● 窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。【目視】 ● 窓の下部に雨水の浸入や結露水が室内にあふれた等の痕跡がないか。【目視】 	<p>I-8、I-19</p> <p>I-8</p> <p>I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-8、I-19</p> <p>I-8、I-19、I-21</p> <p>I-19、I-21</p>
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ● ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。【目視】 ● ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】 ● 外部に面するドアで、降雨後雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】 	<p>I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-19、I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-19</p>
<p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>シャッター</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シャッターの作動状態は良好か。【作動確認】 ● シャッターの開閉時に異音がないか。【作動確認】【聴診】 ● シャッターに著しいさびや腐食がないか。【目視】 ● シャッター格納部分(まぐさ)やガイドレールに著しいさびや腐食がないか。【目視】 ● 自動閉鎖式のシャッターの場合、障害物を感知し停止するなどの安全装置は正常に作動するか。【作動確認】 	<p>I-18、I-21</p> <p>I-18、I-21</p> <p>I-18、I-21</p> <p>I-8</p> <p>I-22</p>
	<p>自動扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動扉の開閉機能に障害がないか。【作動確認】 ● 自動扉に著しいさびや腐食がないか。【目視】 	<p>I-21</p> <p>I-21</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 扉が障害物を感知し停止するなどの安全装置は正常に作動するか。【作動確認】 ● 自動扉床感知式の場合、マット等床検知部のはく離、浮き、変形等により歩行に支障となっていないか。【目視】 <p>その他附属物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定式防煙垂れ壁、つり下げ案内表示板等の附属物に著しいぐらつきがないか。【目視】〔触手〕 ● 案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっているか。【目視】 ● インターホンの作動は正常か。【作動確認】 ● 監視カメラ等の機器から異音、発熱がないか。【聴診】〔触手〕 ● 監視カメラが遠隔操作において、操作指示にしたがい作動するか。【作動確認】 ● 監視カメラ等の支持金物等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。【目視】〔触手〕 ● 水防板、水防壁等で水防の性能に支障をきたす著しいき裂、損傷、腐食がないか。【目視】 ● 水防板、水防壁が作動の支障となるような変形等はないか。【目視】 	<p>I-22</p> <p>I-10、II-5</p> <p>I-8、I-24、II-2</p> <p>I-24</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-26</p> <p>II-3</p> <p>II-3</p>
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建具とは、窓、ドア、シャッター、障子等を指す。 2 手すり等の点検の際には、転落等に注意する。 	

点検場所	屋上、塔屋	
<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補強コンクリートブロックにき裂、はく落、欠損等がないか。【目視】 ● 鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】 <p>鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柱脚部のコンクリートに著しいき裂がないか。【目視】 ● 柱、はりに変形がないか。【目視】 ● 柱、はり、筋かい及びアンカーボルトに著しい損傷、さび等の腐食がないか。【目視】 ● 耐火被覆材にはく離がないか。【目視】 <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】 ● 柱、はり等の主要構造部コンクリートに著しいき裂がないか。【目視】 ● 柱、はりに変形がないか。【目視】 <p>鉄塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート基礎部にき裂、欠損、さび汁等がないか。【目視】 ● 鉄骨部材及び溶接部にき裂、変形、塗装の劣化、さび等の腐食がないか。【目視】 <p>煙突</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 煙突が傾斜していないか。【目視】 ● 煙突及び附属物(タラップ、天板等)に著しいひび割れ、欠損、さび汁及び浮き、はらみ、はく離、はく落がないか。【目視】〔触手〕 ● 煙突と建物の接合部にひび割れはないか。【目視】 <p>屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防水層、モルタル等の保護層に著しい浮きやき裂等の損傷がないか。【目視】 ● 屋根ふき材(金属製又は瓦等)下地材及び緊結金物に変形、乱れ、割れ、腐食等がないか。【目視】 ● トップライトに傷、割れ等による落下のおそれがないか。【目視】 ● 屋根及び伸縮目地材部に土砂がたい積、又は雑草が繁茂し防水、排水の機能を損なうおそれはないか。【目視】 	<p>I-5</p> <p>I-5</p> <p>I-6</p> <p>I-6</p> <p>I-6</p> <p>I-17</p> <p>I-7</p> <p>I-7</p> <p>I-7</p> <p>I-9</p> <p>I-9</p> <p>I-9</p> <p>I-8</p> <p>I-9</p> <p>I-19</p> <p>I-8、I-19</p> <p>I-8、I-19</p> <p>I-19、II-1</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水不良による水たまりができていないか。【目視】 	I-19
	<ul style="list-style-type: none"> ● ルーフドレン排水口が閉塞していないか。【目視】 	I-19
	<ul style="list-style-type: none"> ● 笠木は変形、腐食等で脱落のおそれはないか。【目視】 	I-8、I-19
	<ul style="list-style-type: none"> ● パラペットに浮き、き裂、損傷、白華、腐食、漏水痕等がないか。【目視】 	I-8、I-19
	<ul style="list-style-type: none"> ● 伸縮目地材、シーリング材、塗材等に変形や劣化、欠損はないか。【目視】 	I-19
	<ul style="list-style-type: none"> ● 金属類(点検歩廊、タラップ、手すり、窓清掃用丸環等)に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】〔触手〕 	I-9、I-23
	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨樋、支持金物等に著しいぐらつきがないか。【目視】〔触手〕 	I-8
	<p>外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外壁仕上げ材(タイル、モルタル、石等)にき裂や浮き等の劣化及びはく落のおそれはないか。【目視】〔触手〕〔打診〕 	I-8、I-19
	<ul style="list-style-type: none"> ● 吹付けなどの塗装仕上げ材にチョーキング、浮き、はく落がないか。【目視】 	I-8、I-19
	<ul style="list-style-type: none"> ● 目地などのシーリング材のき裂等の劣化がないか。【目視】 	I-8、I-19
	<ul style="list-style-type: none"> ● 金属パネル仕上げ(鋼製、アルミニウム製、ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。【目視】 	I-8、I-19
	<p>照明器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具類から異音や異臭がないか。【聴診】【臭気】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● 蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】 	I-25
<ul style="list-style-type: none"> ● 非常用照明が点灯するか。【作動確認】 	I-25、I-31	
<p>コンセント、スイッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-27	
<ul style="list-style-type: none"> ● スwitchの作動時にスパーク、発煙がないか。【目視】【聴診】 	I-25	
<ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】 	I-25、I-27	

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	<p>I-25、I-27</p>
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>屋内消火栓設備</p>	<p>I-25、I-26</p>
<p>【 】内は主たる確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火栓箱に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 消火栓箱の扉開閉部に損傷、変形がないか。また、開閉することができるか。【目視】【作動確認】 	<p>I-25、I-26</p>
<p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>分電盤・制御盤</p>	<p>I-25、I-26</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。【目視】 ● 盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。【目視】【聴診】【臭気】 ● 盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。【目視】 ● 盤又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 ● 盤類の防水パッキン等に変形、損傷がないか。【目視】 ● 盤内に雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】 	<p>I-25、I-26</p>
	<p>排気口、給気口</p>	<p>I-30</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排気口、給気口、防虫網に通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。【目視】 ● 排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。【目視】 	<p>I-30</p>
	<p>メンテナンス用タラップ</p>	<p>I-23</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● タラップ、手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】 	
	<p>外部階段</p>	<p>I-9、I-23</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりその他に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。【目視】 	<p>I-8</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。【目視】 	<p>I-8</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段の滑り止めが浮き、欠損、変形等で歩行に支障がないか。【目視】 	<p>I-16</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根又は支柱の著しいき裂、損傷、腐食などがいないか。【目視】 	<p>I-8、I-10</p>
	<p>窓</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】 	<p>I-8、I-19</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。【作動確認】 ● 窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ● 窓の施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● 窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。【目視】 ● 窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。【目視】 ● 窓の下部に雨水の浸入や結露水が室内にあふれた等の痕跡がないか。【目視】 	<p>I-8</p> <p>I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-8、I-19</p> <p>I-8、I-19、I-21</p> <p>I-19、I-21</p>
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>ドア</p>	<p>I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-19、I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-19</p>
<p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ● ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。【目視】 ● ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】 ● 外部に面するドアで、降雨後雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】 	<p>I-9、I-26</p> <p>I-9、I-26</p> <p>I-25</p>
<p>避雷針、テレビアンテナ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 避雷針やテレビアンテナの支柱は腐食や損傷等がないか。【目視】【触手】 ● 避雷針の突針、支持管に著しい傾き、曲がり、ぐらつきがないか。【目視】【触手】 ● 避雷導線接続部に、ゆるみ、脱落、断線がないか。【目視】【触手】 	<p>I-9、I-26</p> <p>I-9、I-26</p> <p>I-9、I-26</p> <p>I-9、I-26</p>
<p>冷却塔</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】 ● 本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 ● 本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】 ● 本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 	<p>I-9、I-26</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ブロー装置や薬液注入装置の作動状態は良好か、また、水槽内は定期的に清掃を行っているか。【作動確認】 	I-25
	<p>空調機用屋外機等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】 	I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 	I-9、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】 	I-9、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 	I-9、I-26
	<p>建築設備等困障</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築設備等の困障(ルーバー等)の本体、基礎部及び支持部材等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-9
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築設備等の困障(ルーバー等)の本体、基礎部及び支持部材等接合ボルトにゆるみや脱落がないか。【目視】【触手】 	I-9
	<p>空調・換気用ダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダクトの保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】【触手】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● ダクトから空気の漏れはないか。【聴診】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● ダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】【触手】 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● ダクトに異音、異常振動がないか。【目視】【聴診】 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● ダクトの支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。【目視】【触手】 	I-27
	<p>ダンパー・防火ダンパー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダンパーの開閉不良等、作動不良をおこしていないか。【目視】【作動確認】 	I-30
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火ダンパーが閉状態になっていないか。【目視】 	I-18、I-27、I-30
<ul style="list-style-type: none"> ● ダクトとの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】【触手】 	I-18、I-27	
<p>ケーブルラック、バスダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ケーブルラック、バスダクト及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-27	
<ul style="list-style-type: none"> ● ケーブルラック、バスダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】【触手】 	I-27	

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ケーブルラック、バスダクトに部分的な高温状態、振動がないか。【目視】〔触手〕 	I-27
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>電気配線</p>	
<p>【 】内は主たる確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気露出配管及び配線に損傷がないか。【目視】 	I-27
<p>〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ボックス類及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● ボックス類及び支持金物等にぐらつきがないか。〔触手〕 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● ボックス類に部分的な高温状態、振動がないか。【目視】〔触手〕 	I-27
	<p>冷温水配管、冷却水配管、油配管、ガス配管</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管、バルブに損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分から外部に漏水、油漏れの痕跡がないか。【目視】 	I-25、I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管の保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】〔触手〕 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管に異音、異常振動がないか。【目視】〔聴診〕 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管から異臭がないか。【臭気】 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管及び支持金物等にぐらつきがないか。【触手】 	I-27
	<p>給水配管、排水配管</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水配管(給湯配管他)、排水配管から水漏れがないか。【目視】 	I-25、I-27、 I-32
	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水配管(給湯配管他)、排水配管の保温材が濡れていないか。【目視】〔触手〕 	I-25、I-27、 I-32
	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。【目視】 	I-25、I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水器具よりの排水状況が良好か。【目視】 	I-25、I-27
	<p>高置タンク、消火用タンク等</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● タンクの本体、架台に損傷、変形、腐食等の劣化、又は当該部分からタンクの外部に漏水の痕跡がないか。【目視】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● タンクの水位調節用電極棒、ボールタップに著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● オーバーフロー管からタンク内部の水が流出していないか。【目視】 	I-25

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● オーバーフロー管は間接排水の確保がされているか。また、防虫網に損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分からタンクの内部に虫等の侵入の可能性がないか。【目視】 ● コンクリート基礎に著しいき裂等の損傷、又は基礎が不同沈下していないか。【目視】 ● タンク及び架台等の固定ボルトにゆるみがないか。【目視】【触手】 	<p>I-25</p> <p>I-9、I-26</p> <p>I-9、I-26</p>
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋上塔屋内は構造体が剥き出しの場合が多いので、躯体の状態確認も併せて行うのが望ましい。 2 建具とは、窓、扉、シャッター、障子等を指す。 3 手すり等の点検の際には、転落等に注意する。 4 ダンパーは防火ダンパー以外の防煙ダンパー、ピストンダンパー、風量調整ダンパー等を指す。 5 屋上各部位の点検の際は、落下や転落等に注意する。 6 屋上には、本点検マニュアルに記載されていない機器等が備え付けられている場合があるので、それらについても突風、地震等により落下のおそれがないか、防水への悪影響がないかなどについて確認する。 	

点検場所	建物内(室内)	
<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>木造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柱、はり等に腐朽、変形等がないか。【目視】 ● 緊結金物に著しい腐食等がないか。【目視】 <p>組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● れんが、石等の仕上げ材に著しいき裂、脱落、欠損、移動がないか。【目視】 <p>補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補強コンクリートブロックにき裂、はく落、欠損等がないか。【目視】 ● 鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】 <p>鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柱脚部のコンクリートに著しいき裂がないか。【目視】 ● 柱、はりに変形がないか。【目視】 ● 柱、はり、筋かい及びアンカーボルトに著しい損傷、さび等の腐食がないか。【目視】 <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】 ● 柱、はり等の主要構造部コンクリートに著しいき裂がないか。【目視】 ● 柱、はりに変形がないか。【目視】 <p>天井・内壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天井等の仕上げ材の著しいずれ等がないか。【目視】 ● 天井材、内壁、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあれば、き裂、浮き、はく離がないか。【目視】【触手】 ● 天井材、内壁仕上げ材等に漏水の痕跡がないか。【目視】 ● 点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。【目視】 <p>床</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配管、ダクト等床貫通部分ですきま等があいていないか。【目視】 ● 床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。【目視】 ● 床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】【歩行確認】 	<p>I-3</p> <p>I-3</p> <p>I-4</p> <p>I-5</p> <p>I-5</p> <p>I-6</p> <p>I-6</p> <p>I-6</p> <p>I-7</p> <p>I-7</p> <p>I-7</p> <p>I-8、II-2</p> <p>I-8、II-2</p> <p>I-19</p> <p>I-8、II-2</p> <p>I-10</p> <p>I-10、I-12、II-5</p> <p>I-12、II-5</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 床から建物内機器や外部を通行する車両等による振動等が発生していないか。【聴診】 	I-11
	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行時等に床に著しいぐらつきがないか。【歩行確認】 	I-13
	<ul style="list-style-type: none"> ● 床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合がないか。【歩行確認】【作動確認】 	I-16
	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】 	I-23、II-5
	<p>照明器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具類から異音や異臭がないか。【聴診】【臭気】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● 蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常用照明が点灯するか。【作動確認】 	I-25、I-31
	<p>コンセント、スイッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● スwitchの作動時にスパーク、発煙がないか。【目視】【聴診】 	I-25
	<ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】 	I-25、I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	I-25、I-27
	<p>屋内消火栓設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消火栓箱に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火栓箱の扉開閉部に損傷、変形がないか。また、開閉することができるか。【目視】【作動確認】 	I-25、I-26
<p>スプリンクラー設備等ヘッド</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スプリンクラー設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。【目視】 	I-25、I-26	
<p>煙感知器・熱感知器</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 煙感知器、熱感知器に著しい汚れや腐食等がないか。【目視】 	I-25、I-26	
<p>自動火災報知設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受信機、発信機等の機器にほこり等が付着していないか。【目視】 	I-25、I-26	

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 受信機、発信機等の機器から、異音、発熱がないか。【聴診】〔触手〕 	I-25、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● インターホンに雑音等が入っていないか。【聴診】 	I-25、I-26
	<p>分電盤・制御盤</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 【聴診】【臭気】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	I-25、I-26
	<p>排気口、給気口</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排気口、給気口、ドアガラリに通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。【目視】 	I-30
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。【目視】 	I-30
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排気口及び給気口からの風速が大きく騒音を発生していないか。【聴診】 	I-20
	<p>排煙口、排煙窓、排煙用手動開放装置</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排煙口、排煙窓が障害物等により作動が妨害されていないか。故障等により機能は損なわれていないか。【目視】 	I-25
<ul style="list-style-type: none"> ● 【作動確認】 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 手動開放装置に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-25	
<p>窓、障子</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】 	I-8、I-19	
<ul style="list-style-type: none"> ● 引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。【作動確認】 	I-8	
<ul style="list-style-type: none"> ● 窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 	I-21	
<ul style="list-style-type: none"> ● 窓の施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 	I-21	
<ul style="list-style-type: none"> ● 窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。【目視】 	I-8、I-19	
<ul style="list-style-type: none"> ● 窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。【目視】 	I-8、I-19、I-21	
<ul style="list-style-type: none"> ● 窓の下部に雨水の浸入や結露水が室内にあふれた等の痕跡がないか。【目視】 	I-19、I-21	

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<p>ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ● ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。【目視】 ● ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】 	<p>I-21 I-21 I-19、I-21 I-21</p>
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>防火扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 撤去された防火扉はないか。【目視】 ● 本体と枠に、防火性能を損なうおそれのある著しいき裂その他の損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 扉の引きずり等作動時に支障がないか。【目視】 ● ヒンジ、ドアクローザー等の金物に異常、損傷はないか。【目視】 ● 防火扉及びくぐり戸の開閉機能に著しい障害がないか。【作動確認】 	<p>I-18 I-18 I-18、I-21 I-18、I-21 I-18、I-21</p>
<p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>電気配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気露出配管及び配線に損傷がないか。【目視】 ● ボックス類及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● ボックス類及び支持金物等にぐらつきがないか。〔触手〕 ● ボックス類に部分的な高温状態、振動がないか。【目視】〔触手〕 	<p>I-27 I-27 I-27 I-27</p>
	<p>冷温水配管、ガス配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配管、バルブに損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分から外部に漏水、油漏れの痕跡がないか。【目視】 ● 配管の保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】【触手】 ● 配管に異音、異常振動がないか。【目視】【聴診】 ● 配管から異臭がないか。【臭気】 ● 配管及び支持金物等にぐらつきがないか。【触手】 	<p>I-25、I-27 I-25 I-27 I-27 I-27</p>
	<p>エアコン、ファンコイル等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加湿器から十分な噴霧が行われているか。【目視】 	<p>I-25</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● エアフィルターは汚れ等で目詰まりしていないか。【目視】 ● 機器からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】 ● 内部のドレンパン等に著しい腐食はないか。また、排水状況は良好か。【目視】 ● 機器本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 ● 機器本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【目視】【触手】 ● 機器本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 	<p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-26</p> <p>I-26</p> <p>I-26</p>
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>自動制御機器</p>	<p>I-25</p> <p>I-25</p>
<p>【 】内は主たる確認方法</p>	<p>その他附属物</p>	<p>I-8、I-24、II-2</p>
<p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定式防煙垂れ壁、つり下げ案内表示板等の附属物に著しいぐらつきがないか。【目視】【触手】 ● 案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっていないか。【目視】 ● 監視カメラ等のモニタに画像の乱れ、雑音等が入っていないか。【目視】 ● 監視カメラ等の機器から異音、発熱がないか。【聴診】【触手】 ● 監視カメラが遠隔操作において、操作指示にしたがい作動するか。【作動確認】 ● 監視カメラ等の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。【目視】【触手】 	<p>I-24</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-26</p>
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建具とは、窓、ドア、シャッター、障子等を指す。 2 手すり等の点検の際には、転落等に注意する。 	

点検場所	建物内(廊下、階段等)	
<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>天井・内壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天井等の仕上げ材の著しいずれ等がないか。【目視】 ● 天井材、内壁、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。【目視】【触手】 ● 天井材、内壁仕上げ材等に漏水の痕跡がないか。【目視】 ● 点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。【目視】 <p>床</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配管、ダクト等床貫通部分ですきま等があいていないか。【目視】 ● 床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。【目視】 ● 床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】【歩行確認】 ● 床から建物内機器や外部を通行する車両等による振動等が発生していないか。【聴診】 ● 歩行時等に床に著しいぐらつきがないか。【歩行確認】 ● 床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合がないか。【歩行確認】【作動確認】 ● 手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】 <p>照明器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】 ● 照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 照明器具類から異音や異臭がないか。【聴診】【臭気】 ● 蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】 ● 非常用照明が点灯するか。【作動確認】 <p>コンセント、スイッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● スwitchの作動時にスパーク、発煙がないか。【目視】【聴診】 	<p>I-8、II-2</p> <p>I-8、II-2</p> <p>I-19</p> <p>I-8、II-2</p> <p>I-10</p> <p>I-10、I-12、II-5</p> <p>I-12、II-5</p> <p>I-11</p> <p>I-13</p> <p>I-16</p> <p>I-23、II-5</p> <p>I-25</p> <p>I-26</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-25、I-31</p> <p>I-25、I-27</p> <p>I-25、I-27</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】 ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	I-25、I-27 I-25、I-27
	<p>屋内消火栓設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消火栓箱に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 消火栓箱の扉開閉部に損傷、変形がないか。また、開閉することができるか。【目視】【作動確認】 	I-25、I-26 I-25、I-26
	<p>スプリンクラー設備等ヘッド</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スプリンクラー設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<p>煙感知器・熱感知器</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 煙感知器、熱感知器に著しい汚れや腐食等がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<p>自動火災報知設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受信機、発信機等の機器にほこり等が付着していないか。【目視】 ● 受信機、発信機等の機器から、異音、発熱がないか。【聴診】【触手】 ● インターホンに雑音等が入っていないか。【聴診】 	I-25、I-26 I-25、I-26 I-25、I-26
	<p>分電盤・制御盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。【目視】 ● 盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。【目視】【聴診】【臭気】 ● 盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。【目視】 ● 盤又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	I-25、I-26 I-25、I-26 I-25、I-26 I-25、I-26 I-25、I-26
	<p>排気口、給気口</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排気口、給気口、ドアガラリに通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。【目視】 ● 排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。【目視】 ● 排気口及び給気口からの風速が大きく騒音を発生していないか。【聴診】 	I-30 I-30 II-9

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>排煙口、排煙窓、排煙用手動開放装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排煙口、排煙窓が障害物等により作動が妨害されていないか。故障等により機能は損なわれていないか。【目視】〔作動確認〕 ● 手動開放装置に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	<p>I-25</p> <p>I-25</p>
	<p>階段</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 階段の滑り止めが浮き、欠損、変形等で歩行に支障がないか。【目視】 ● 仕上げ材にき裂、損傷、浮き等がないか。【目視】 ● 手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】〔触手〕 	<p>I-14、II-5</p> <p>I-10、I-12、II-5</p> <p>I-23、II-5</p>
	<p>窓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】 ● 引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。【作動確認】 ● 窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】〔聴診〕 ● 窓の施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● 窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。【目視】 ● 窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。【目視】 ● 窓の下部に雨水の浸入や結露水が室内にあふれた等の痕跡がないか。【目視】 	<p>I-8、I-19</p> <p>I-8</p> <p>I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-8、I-19</p> <p>I-8、I-19、I-21</p> <p>I-19、I-21</p>
	<p>ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】〔聴診〕 ● ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。【目視】 ● ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】〔触手〕 ● 外部に面するドアで、降雨後雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】 	<p>I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-19、I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-19</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<p>シャッター</p>	<p>I-18、I-21 I-18、I-21 I-18、I-21 I-8 I-22</p>
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● シャッターの作動状態は良好か。【作動確認】 ● シャッターの開閉時に異音がないか。【作動確認】【聴診】 ● シャッターに著しいさびや腐食がないか。【目視】 ● シャッター格納部分(まぐさ)やガイドレールに著しいさびや腐食がないか。【目視】 ● 自動閉鎖式のシャッターの場合、障害物を感知し停止するなどの安全装置は正常に作動するか。【作動確認】 	
<p>【 】内は主たる確認方法</p>	<p>防火扉</p>	<p>I-18 I-18 I-18、I-21 I-18、I-21 I-18、I-21</p>
<p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 撤去された防火扉はないか。【目視】 ● 本体と枠に、防火性能を損なうおそれのある著しいき裂その他の損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 扉の引きずり等作動時に支障がないか。【目視】 ● ヒンジ、ドアクローザー等の金物に異常、損傷はないか。【目視】 ● 防火扉及びくぐり戸の開閉機能に著しい障害がないか。【作動確認】 	
	<p>その他附属物</p>	<p>I-26 I-25 I-26 I-8、I-24、II-2 I-24</p>
<p>備考</p>	<p>1 建具とは、窓、ドア、シャッター、障子等を指す。 2 手すり等の点検の際には、転落等に注意する。</p>	

点検場所	建物内(便所、湯沸室等)	
<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>天井・内壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天井等の仕上げ材の著しいずれ等がないか。【目視】 ● 天井材、内壁、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。【目視】【触手】 ● 天井材、内壁仕上げ材等に漏水の痕跡がないか。【目視】 ● 点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。【目視】 <p>床</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配管、ダクト等床貫通部分ですきま等があいていないか。【目視】 ● 床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。【目視】 ● 床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】【歩行確認】 ● 床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合がないか。【歩行確認】【作動確認】 ● 手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】 <p>照明器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】 ● 照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 照明器具類から異音や異臭がないか。【聴診】【臭気】 ● 蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】 ● 非常用照明が点灯するか。【作動確認】 <p>コンセント、スイッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● スwitchの作動時にスパーク、発煙がないか。【目視】【聴診】 ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】 	<p>I-8</p> <p>I-8</p> <p>I-19</p> <p>I-8</p> <p>I-10</p> <p>I-10、I-12、II-5</p> <p>I-12、II-5</p> <p>I-16</p> <p>I-23、II-5</p> <p>I-25</p> <p>I-26</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-25、I-31</p> <p>I-27</p> <p>I-25</p> <p>I-25、I-27</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	I-25、I-27
	<p>スプリンクラー設備等ヘッド</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スプリンクラー設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<p>煙感知器・熱感知器</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 煙感知器、熱感知器に著しい汚れや腐食等がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<p>ガス漏れ火災警報設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガス漏れ検知器の機器にほこり等が付着していないか。【目視】 ● ガス漏れ検知器の機器から、異音・発熱がないか。【聴診】 	I-25、I-26 I-25、I-26
	<p>排気口、給気口</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排気口、給気口、ドアガラリに通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。【目視】 ● 排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。【目視】 ● 排気口及び給気口からの風速が大きく騒音を発生していないか。【聴診】 	I-30 I-30 I-20
	<p>窓</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】 ● 引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。【作動確認】 ● 窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ● 窓の施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● 窓ガラスにき裂その他の損傷がないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。【目視】 ● 窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。【目視】 ● 窓の下部に雨水の浸入や結露水が室内にあふれた等の痕跡がないか。【目視】 	I-8、I-19 I-8 I-21 I-21 I-8、I-19 I-8、I-19、I-21 I-19、I-21
	<p>ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 	I-21

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。【目視】 ● ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】 	I-21 I-21 I-19
	<p>ガス配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配管、バルブに損傷、変形、腐食等の劣化がみられないか。【目視】 ● 配管に異音、異常振動がないか。【目視】【聴診】 ● 配管から異臭がないか。【臭気】 ● 配管及び支持金物等にぐらつきがないか。【触手】 	I-25、I-27 I-27 I-27 I-27
	<p>給水配管、排水配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給水配管(給湯配管他)、排水配管から水漏れがないか。【目視】 ● 給水配管(給湯配管他)、排水配管の保温材が濡れていないか。【目視】【触手】 ● 給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。【目視】 ● 排水器具よりの排水状況が良好か。【目視】 	I-25、I-27、 I-32 I-25、I-27、 I-32 I-25、I-27 I-25、I-27
	<p>湯沸器、コンロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガス湯沸器、ガスコンロ及びガス管からガス臭はしないか。【臭気】 ● ガス管にひび割れなどの劣化はないか。【目視】 ● ガス湯沸器、電気温水器などの支持金物に著しい変形、腐食、ぐらつきがないか。【目視】【触手】 	I-25、I-27 I-25、I-27 I-26
	<p>流し台等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 流し台等に著しいき裂その他の損傷がないか。【目視】 	I-25
	<p>便器、洗面器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 便器、洗面器に著しいき裂その他の損傷がないか。【目視】 ● 洗面カウンターにぐらつきがないか。【触手】 	I-25 I-25
	<p>換気扇、送風機等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 便所、湯沸室使用時に換気扇、送風機等が作動し、排気を行っているか。【作動確認】 ● 送風機本体から異音、異常振動、異臭がないか。【聴診】 【臭気】 	I-25、I-30 I-25

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>その他附属物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定式防煙垂れ壁、つり下げ案内表示板等の附属物に著しいぐらつきがないか。【目視】〔触手〕 ● 案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっていないか。【目視】 	<p>I-8、I-24、II-2、I-24</p>
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建具とは、窓、ドア、シャッター、障子等を指す。 2 換気扇、送風機は、照明器具のスイッチとの連動、湯沸器との連動などで動くようになっている場合が多いので、作動確認の際には、照明や湯沸器などを作動させて行う。 	

点検場所	建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)	
<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>制振装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 制振装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部にゆるみがないか。【目視】 <p>補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補強コンクリートブロックにき裂、はく落、欠損等がないか。【目視】 ● 鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】 <p>鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柱脚部のコンクリートに著しいき裂がないか。【目視】 ● 柱、はりに変形がないか。【目視】 ● 柱、はり、筋かい及びアンカーボルトに著しい損傷、さび等の腐食がないか。【目視】 ● 耐火被覆材にはく離がないか。【目視】 <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】 ● 柱、はり等の主要構造部コンクリートに著しいき裂がないか。【目視】 ● 柱、はりに変形がないか。【目視】 <p>天井・内壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天井材、内壁、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。【目視】【触手】 ● 天井材、内壁仕上げ材等に漏水の痕跡がないか。【目視】 <p>床</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配管、ダクト等床貫通部分ですきま等があいていないか。【目視】 ● 床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。【目視】 ● 床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】【歩行確認】 ● 床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合がないか。【歩行確認】【作動確認】 	<p>II-6</p> <p>I-5</p> <p>I-5</p> <p>I-6</p> <p>I-6</p> <p>I-6</p> <p>I-17</p> <p>I-7</p> <p>I-7</p> <p>I-7</p> <p>I-8、II-2</p> <p>I-19</p> <p>I-10</p> <p>I-10、I-12、II-5</p> <p>I-12、II-5</p> <p>I-16</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】 〔触手〕 	I-23
	<p>照明器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】 ● 照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 照明器具類から異音や異臭がないか。【聴診】【臭気】 ● 蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】 ● 非常用照明が点灯するか。【作動確認】 	I-25 I-26 I-25 I-25 I-25、I-31
	<p>コンセント、スイッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか。【目視】 【聴診】 ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】 ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	I-27 I-25 I-25、I-27 I-25、I-27
	<p>屋内消火栓設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消火栓箱に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 消火栓箱の扉開閉部に損傷、変形がないか。また、開閉することができるか。【目視】【作動確認】 	I-25、I-26 I-25、I-26
	<p>煙感知器、熱感知器</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 煙感知器、熱感知器に著しい汚れや腐食等がないか。【目視】 	I-25、I-26
	<p>自動火災報知設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発信機等の機器にほこり等が付着していないか。【目視】 ● 発信機等の機器から、異音、発熱がないか。【聴診】【目視】 ● インターホンに雑音等が入っていないか。【聴診】 	I-25、I-26 I-25、I-26 I-25、I-26
	<p>ガス漏れ火災警報設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガス漏れ検知器の機器にほこり等が付着していないか。【目視】 ● ガス漏れ検知器の機器から、異音、発熱がないか。【聴診】【目視】 	I-25、I-26 I-25、I-26

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>分電盤・制御盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。【目視】 ● 盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。【目視】 <p>【聴診】【臭気】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。【目視】 ● 盤又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	<p>I-25、I-26</p> <p>I-25、I-26</p> <p>I-25、I-26</p>
	<p>排気口、給気口</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排気口、給気口、ドアガラリに通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。【目視】 ● 排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。【目視】 	<p>I-30</p> <p>I-30</p>
	<p>メンテナンス用タラップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タラップ、手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】 	I-23
	<p>ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 ● ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 ● ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。【目視】 ● ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】 ● 外部に面するドアで、降雨後雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】 	<p>I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-19、I-21</p> <p>I-21</p> <p>I-19</p>
	<p>空調・換気用ダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダクトの保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】 <p>【触手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダクトから空気の漏れはないか。【聴診】 ● ダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】【触手】 ● ダクトに異音、異常振動がないか。【目視】【聴診】 ● ダクトの支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。【触手】【目視】 	<p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-27</p> <p>I-27</p> <p>I-27</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>ダンパー・防火ダンパー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダンパーの開閉不良等、作動不良をおこしていないか。【目視】〔作動確認〕 I-30 ● 防火ダンパーが閉状態になっていないか。【目視】 I-18、I-27、I-30 ● ダクトとの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】〔触手〕 I-18、I-27
	<p>ケーブルラック、バスダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ケーブルラック、バスダクト及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 I-27 ● ケーブルラック、バスダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】〔触手〕 I-27 ● ケーブルラック、バスダクトに部分的な高温状態、振動がないか。【目視】〔触手〕 I-27
	<p>電気配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気露出配管及び配線に損傷がないか。【目視】 I-27 ● ボックス類及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 I-27 ● ボックス類及び支持金物等にぐらつきがないか。〔触手〕 I-27 ● ボックス類に部分的な高温状態、振動がないか。〔触手〕 I-27
	<p>冷温水配管、油配管、ガス配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配管、バルブに損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分から外部に漏水、油漏れの痕跡がないか。【目視】 I-25、I-27 ● 配管の保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】〔触手〕 I-25 ● 配管に異音、異常振動がないか。【目視】〔聴診〕 I-27 ● 配管から異臭がないか。【臭気】 I-27 ● 配管及び支持金物等にぐらつきがないか。【触手】 I-27
	<p>給水配管、排水配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給水配管(給湯配管他)、排水配管から水漏れがないか。【目視】 I-25、I-27、I-32 ● 給水配管(給湯配管他)、排水配管の保温材が濡れていないか。【目視】〔触手〕 I-25、I-27、I-32

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。【目視】 ● 排水器具よりの排水状況が良好か。【目視】 	<p>I-25、I-27 I-25、I-27</p>
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>熱源機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本体に損傷、変形、き裂がないか。【目視】 ● 本体から異音、異臭がないか。【聴診】【臭気】 ● 本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 ● 本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】 ● 本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 	<p>I-25 I-25 I-26 I-26 I-26</p>
<p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>空気調和機、エアコン、ファンコイル等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加湿器から十分な噴霧が行われているか。【目視】 ● エアフィルターは汚れ等で目詰まりしていないか。【目視】 ● 機器からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】 ● 内部のドレンパン等に著しい腐食はないか。また、排水状況は良好か。【目視】 ● 機器本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 ● 機器本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【目視】【触手】 ● 機器本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 	<p>I-25 I-25 I-25 I-25 I-26 I-26 I-26</p>
	<p>送風機</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 送風機は正常に作動するか。【作動確認】 ● 送風機本体に損傷、変形、き裂がないか。【目視】 ● 送風機本体から異音、異常振動、異臭がないか。【聴診】【臭気】 ● モーター部分等に異臭がないか。【臭気】 ● ファンベルトに傷はないか。【目視】 ● 送風機本体の架台部分にき裂、腐食がないか。【目視】 ● 送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルトにゆるみがないか。【目視】【触手】 ● 送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルト周囲のコンクリートに著しいき裂その他の損傷がないか。【目視】 	<p>I-25、I-30 I-25 I-25 I-25、I-26 I-25、I-26 I-26 I-26 I-26</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>排煙機</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排煙機は正常に作動するか。【作動確認】 ● 排煙機本体の架台部分にき裂、腐食がないか。【目視】 ● 排煙機からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】 ● モーター部分等に異臭がないか。【臭気】 ● ファンベルトに傷はないか。【目視】 ● 排煙風道及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 予備電源での起動、運転が可能か。【作動確認】 ● 始動用蓄電池に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● 始動用蓄電池に液漏れはないか。【目視】 	<p>I-29</p> <p>I-26</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-25、I-27、I-29</p> <p>I-25、I-29</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p>
	<p>ポンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本体に損傷、変形、き裂、水漏れ等がないか。【目視】 ● 本体からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】 ● 本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 ● 本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】 ● 本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 	<p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-26</p> <p>I-26</p> <p>I-26</p>
	<p>オイルサービスタンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防油堤内に漏油がないか。【目視】 ● オイルタンクに傾きや破損等はないか。【目視】 	<p>I-25</p> <p>I-26</p>
	<p>昇降機</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 巻上機、ロープ及びガイドレールに変形、損傷、さび、摩耗がないか。【目視】 ● 安全装置の作動不良がないか。【作動確認】 	<p>I-25、I-28</p> <p>I-28</p>
	<p>給水用・空調用タンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タンクの本体、架台に損傷、変形、腐食等の劣化、又は当該部分からタンクの外部に漏水の痕跡がないか。【目視】 ● タンクの水位調節用電極棒、ボールタップに著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 ● オーバーフロー管からタンク内部の水が流出していないか。【目視】 	<p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● オーバーフロー管は間接排水の確保がされているか。また、防虫網に損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分からタンクの内部に虫等の侵入の可能性がないか。【目視】 ● コンクリート基礎に著しいき裂等の損傷、又は基礎が不同沈下していないか。【目視】 ● タンク及び架台等の固定ボルトにゆるみがないか。【触手】 <p>自動制御機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で著しい損傷、変形がないか。【目視】 ● 自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で周囲に複写機などの発熱体はないか。【目視】 <p>その他附属物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定式防煙垂れ壁、つり下げ案内表示板等の附属物に著しいぐらつきがないか。【目視】〔触手〕 ● 案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっていないか。【目視】 	<p>I-25</p> <p>I-26</p> <p>I-26</p> <p>I-25</p> <p>I-25</p> <p>I-8、II-2</p> <p>I-24</p>
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建具とは、窓、ドア、シャッター、障子等を指す。 2 機械室内は構造体が剥き出しの場合が多いので、構造体の状態確認も併せて行うのが望ましい。 3 換気設備とは、建築基準法で定める衛生上有効な換気を確保するための設備であり、排煙設備を除き、自然換気設備、機械換気設備を含む。 4 ダンパーは防火ダンパー以外の防煙ダンパー、ピストンダンパー、風量調節ダンパー等を指す。 5 空気調和機はユニット形空調機、コンパクト形空調機などを指す。 6 送風機の作動確認を行う場合、プーリーに衣服等が巻き込まれないよう注意する。 	

点検場所	建物内(電気室、自家発電機室)	
<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法</p> <p>[]内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>補強コンクリートブロック造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補強コンクリートブロックにき裂、はく落、欠損等がないか。【目視】 ● 鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】 <p>鉄骨造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柱脚部のコンクリートに著しいき裂がないか。【目視】 ● 柱、はりに変形がないか。【目視】 ● 柱、はり、筋かい及びアンカーボルトに著しい損傷、さび等の腐食がないか。【目視】 ● 耐火被覆材にはく離がないか。【目視】 <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】 ● 柱、はり等の主要構造部コンクリートに著しいき裂がないか。【目視】 ● 柱、はりに変形がないか。【目視】 <p>天井・内壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天井材、内壁、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。【目視】【触手】 ● 天井材、内壁仕上げ材等に漏水の痕跡がないか。【目視】 <p>床</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配管、ダクト等床貫通部分ですきま等があいていないか。【目視】 ● 床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。【目視】 ● 床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】【歩行確認】 ● 床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合がないか。【歩行確認】【作動確認】 <p>照明器具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】 ● 照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	<p>I-5</p> <p>I-5</p> <p>I-6</p> <p>I-6</p> <p>I-6</p> <p>I-17</p> <p>I-7</p> <p>I-7</p> <p>I-7</p> <p>I-8、II-2</p> <p>I-19</p> <p>I-10</p> <p>I-10、I-12、II-5</p> <p>I-12、II-5</p> <p>I-16</p> <p>I-25</p> <p>I-26</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具類から異音や異臭がないか。【聴診】【臭気】 ● 蛍光灯等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】 ● 非常用照明が点灯するか。【作動確認】 	<p>I-25 I-25 I-25、I-31</p>
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>コンセント、スイッチ</p>	
<p>【 】内は主たる確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	<p>I-27</p>
<p>〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スwitchの作動時にスパーク、発煙がないか。【目視】 	<p>I-25</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】 	<p>I-25、I-27</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	<p>I-25、I-27</p>
	<p>不活性ガス消火設備等ヘッド</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 不活性ガス消火設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。【目視】 	<p>I-25、I-26</p>
	<p>煙感知器・熱感知器</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 煙感知器、熱感知器に著しい汚れや腐食等がないか。【目視】 	<p>I-25、I-26</p>
	<p>自動火災報知設備</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 発信機等の機器にほこり等が付着していないか。【目視】 	<p>I-25、I-26</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 発信機等の機器から、異音、発熱がないか。【聴診】【目視】 	<p>I-25、I-26</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● インターホンに雑音等が入っていないか。【聴診】 	<p>I-25、I-26</p>
	<p>分電盤・制御盤</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	<p>I-25、I-26</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。【目視】 	<p>I-25、I-26</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。【目視】 	<p>I-25、I-26</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。【目視】 	<p>I-25、I-26</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 盤又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】 	<p>I-25、I-26</p>
	<p>排気口、給気口</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排気口、給気口、ドアガラリに通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。【目視】 	<p>I-30</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。【目視】 	<p>I-30</p>

<p>チェックポイント及び点検方法</p>	<p>ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】 I-21 ● ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】 I-21 ● ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。【目視】 I-19、I-21 ● ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】 I-21 ● 外部に面するドアで、降雨後雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】 I-19 	
<p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p>	<p>空調・換気用ダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダクトの保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】【触手】 I-25 ● ダクトから空気の漏れはないか。【聴診】 I-25 ● ダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】【触手】 I-27 ● ダクトに異音、異常振動がないか。【目視】【聴診】 I-27 ● ダクトの支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。【目視】【触手】 I-27 	
<p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<p>ダンパー・防火ダンパー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダンパーの開閉不良等、作動不良をおこしていないか。【目視】【作動確認】 I-30 ● 防火ダンパーが閉状態になっていないか。【目視】 I-18、I-27、I-30 ● ダクトとの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】【触手】 I-18、I-27 	
	<p>ケーブルラック、バスダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ケーブルラック、バスダクト及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 I-27 ● ケーブルラック、バスダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】【触手】 I-27 ● ケーブルラック、バスダクトに部分的な高温状態、振動がないか。【目視】【触手】 I-27 	
	<p>電気配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気露出配管及び配線に損傷がないか。【目視】 I-27 	

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ボックス類及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● ボックス類及び支持金物等にぐらつきがないか。〔触手〕 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● ボックス類に部分的な高温状態、振動がないか。〔触手〕 	I-27
	<p style="text-align: center;">【目視】</p>	
	<p style="text-align: center;">油配管、ガス配管</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管、バルブに損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分から外部に漏水、油漏れの痕跡がないか。 	I-25、I-27
	<p style="text-align: center;">【目視】</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管に異音、異常振動がないか。【目視】【聴診】 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管から異臭がないか。【臭気】 	I-27
	<ul style="list-style-type: none"> ● 配管及び支持金物等にぐらつきがないか。【触手】 	I-27
	<p style="text-align: center;">自家発電設備</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家発電設備本体に著しい損傷、変形、腐食がないか。 	I-25、I-26
	<p style="text-align: center;">【目視】</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家発電設備本体及び燃料槽又は冷却水系統配管に油漏れ、水漏れがないか。【目視】 	I-25、I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 	I-26
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】 	I-26
<ul style="list-style-type: none"> ● 本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 	I-26	
<ul style="list-style-type: none"> ● 発電機が起動するか。【作動確認】 	I-25、I-31	
<p style="text-align: center;">受変電設備</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 受変電機器キャビネット外板に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】 	I-26	
<ul style="list-style-type: none"> ● 機器本体から異音がしないか。【聴診】 	I-25、I-26	
<ul style="list-style-type: none"> ● 機器本体から異臭がないか。【臭気】 	I-25、I-26	
<p style="text-align: center;">空気調和機、エアコン</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 加湿器から十分な噴霧が行われているか。【目視】 	I-25	
<ul style="list-style-type: none"> ● エアフィルターは汚れ等で目詰まりしていないか。【目視】 	I-25	
<ul style="list-style-type: none"> ● 機器からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】 	I-25、I-26	
<ul style="list-style-type: none"> ● 内部のドレンパン等に著しい腐食はないか。また、排水状況は良好か。【目視】 	I-25、I-26	
<ul style="list-style-type: none"> ● 機器本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】 	I-26	

<p>チェックポイント及び点検方法</p> <p>網掛け部分は専門的技術を必要とする部分であるので、他法令に基づく定期点検等の結果をもって支障がない状態を確認する。</p> <p>【 】内は主たる確認方法 〔 〕内は安全上及び業務上著しい支障がない範囲で行う確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機器本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。 【目視】【触手】 I-26 ● 機器本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】 I-26 <p>送風機</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 送風機は正常に作動するか。【作動確認】 I-25、I-30 ● 送風機本体に損傷、変形、き裂がないか。【目視】 I-25 ● 送風機本体から異音、異常振動、異臭がないか。【聴診】 【臭気】 I-25 ● モーター部分等に異臭がないか。【臭気】 I-25、I-26 ● ファンベルトに傷はないか。【目視】 I-25、I-26 ● 送風機本体の架台部分にき裂、腐食がないか。【目視】 I-26 ● 送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルトにゆるみがないか。【目視】【触手】 I-26 ● 送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルト周囲のコンクリートに著しいき裂その他の損傷がないか。【目視】 I-26 <p>オイルサービスタンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防油堤内に漏油がないか。【目視】 I-25、I-26 ● オイルタンクに傾きや破損等はないか【目視】 I-26 ● 自家発電設備用燃料は規定量確保されているか。【目視】 I-25 <p>自動制御機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で著しい損傷、変形がないか。【目視】 I-25 ● 自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で周囲に複写機などの発熱体はないか。【目視】 I-25 <p>その他附属物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定式防煙垂れ壁、つり下げ案内表示板等の附属物に著しいぐらつきがないか。【目視】【触手】 I-8、II-2 ● 案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっていないか。【目視】 I-24
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建具とは、窓、ドア、シャッター、障子等を指す。 2 電気室内は水気を嫌うので、外部や直上階からの漏水、結露水等には日頃から注意しておく。 3 受変電設備は高電圧がかかっているため、点検の際は、感電等に注意して行う。

- | | |
|--|--|
| | <p>4 換気設備とは、建築基準法で定める衛生上有効な換気を確保するための設備であり、排煙設備を除き、自然換気設備、機械換気設備を含む。</p> <p>5 空気調和機はユニット形空調機、コンパクト形空調機などを指す。</p> <p>6 送風機の作動確認を行う場合、プーリーに衣服等が巻き込まれないよう注意する。</p> <p>7 ダンパーは防火ダンパー以外の防煙ダンパー、ピストンダンパー、風量調節ダンパー等を指す。</p> |
|--|--|